



## 追 加 議 案 目 次

(議案番号)	(案 件)	(頁)
議案第 154 号	明治橋山岸線 (Ⅲ工区) 山賀橋上部工工事に係る請負契約の締結について……	1
議案第 155 号	議決の変更について……………	2

議案第 154 号

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事に係る請負契約の締結について

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事について次により請負契約を締結するものとする。

平成23年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

- 1 契約工事の名称 明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋上部工工事
- 2 契約の方法 一般競争入札
- 3 契約の金額 金 340,515,000円也
- 4 契約の相手方 川田建設・樋下建設特定共同企業体  
構成員 川田建設株式会社盛岡営業所 所長 石 川 敏 行  
構成員 樋下建設株式会社 代表取締役 樋 下 光

提案理由

地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。

議案第 155 号

議決の変更について

平成23年10月27日議会の議決を得た議案第 126号明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事に係る請負契約の一部を次のとおり変更するものとする。

平成23年12月16日提出

盛岡市長 谷 藤 裕 明

契約金額「171,961,650円」を「185,498,250円」に改める。

提案理由

明治橋山岸線（Ⅲ工区）山賀橋下部工その2工事の一部設計変更に伴い契約を変更するものであり、地方自治法（昭和22年法律第67号）第96条第1項第5号及び盛岡市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第15号）第2条の規定に基づき、議会の議決を求めるものである。